

和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例(令和3年条例第18号。以下「条例」という。)第9条の規定により、和東町総合保健福祉施設建設委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 条例第3条第1号に定める者

ア 和東町議会議員 2名

(2) 条例第3条第2号に定める者

ア 公共政策に関し高い見識を有する者 1名

(3) 条例第3条第3号に定める者

ア 京都府山城南保健所の代表者 1名

イ 京都府山城南土木事務所の代表者 1名

ウ 相楽医師会和東町班の代表者 1名

エ 和東町国民健康保険診療所の代表者 1名

オ 和東町社会福祉協議会の代表者 1名

カ 和東町民生児童委員協議会の代表者 1名

キ 和東町老人クラブ連合会の代表者 1名

ク 和東町身体障害者協議会の代表者 1名

ケ 社会福祉法人和楽会の代表者 1名

(委員資格の喪失)

第3条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 前条に定める者に該当しなくなったとき

(会議の招集の特例)

第4条 会議の招集について、条例の施行日以後最初に開かれる会議及び委員長、副委員長とも欠けたときは、条例第6条第1項に規定にかかわらず町長が招集するものとする。

(委員会に関する補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。